

## 所得税の確定申告をしなければならない人

### ■ 事業所得・不動産所得・一時所得(生命保険の満期金など)等がある場合

その年中の事業所得など各種所得金額の合計額が社会保険料控除など各種所得控除額の合計額を超える人

### ■ 給与所得がある場合

- ・その年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ・給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
- ・給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人

### ■ 年金所得がある場合

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人(ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません)。※所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

### ■ 譲渡所得がある場合

土地や建物などを売った時(交換を含む)は、確定申告が必要です。

## 確定申告に持参するもの

- ・①マイナンバーカード、②マイナンバー通知書もしくはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの(①、②のいずれか)
- ・確定申告書(確定申告書が事前に送付されている場合)
- ・源泉徴収票(給与収入または、年金収入のある人、コピー不可)
- ・印鑑(朱肉を使用する認印)
- ・医療費控除の明細書(医療費の領収書等でも可)
- ・医療費を補填する金額の分かるもの
- ・生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ・社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)の支払証明書または領収書
- ・障害者手帳等
- ・寄付金の証明書等
- ・税務署から送付された利用者識別番号が記載されているもの
- ・還付となる方は、通帳やキャッシュカードなど還付先の口座番号がわかるもの(申告者本人名義のもの)
- ※必要書類は申告内容により異なりますので、不明な場合は昭和税務署へお問い合わせください。

## 申告をすれば所得税が戻ることがある人

次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収(天引き)された所得税が戻ることがあります。

- 多額な医療費を支払った人(医療費控除)  
負担した医療費が、所得の5%または10万円のどちらか少ない方の金額を超えているときは、その超える部分が対象となります。(高額療養費や保険金などで補てんされる金額は除きます。)
- 災害や盗難にあった人(雑損控除)  
災害や盗難により住宅・家財・自家用車などに損害を受けた人は、この控除の対象になります。
- 特定団体(国や地方公共団体、社会福祉法人など)への寄付金などを支払った人(寄付金控除)
- 平成29年に中途退職し、年末調整が済んでいない人
- 住宅ローンなどで住宅を新築・購入や増改築をした人  
一定の要件に当てはまるときに、入居した年から最長で10年間の控除を受けることができます。

## 医療費控除が変わります

### ①医療費の明細書添付が義務化されます。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

※平成29年分から平成31年分までは医療費の領収書でも可

### ②セルフメディケーション税制が創設されます。

健康の保持促進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用になりますので、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることができません。

### 控除を受けるための手続き

#### ①特定一般用医薬品購入費の明細書の添付

※平成29年分から平成31年分までは特定一般用医薬品の領収書でも可

#### ②適用を受ける方がその適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示(インフルエンザの予防接種または定期予防接種の領収書または予防接種済証、職場で受けた定期健康診断の結果通知表)

## 特定配当等に係る課税方式の選択について

問 税務課 ☎ 56-0608

特定配当、特定株式等譲渡所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができます。確定申告で総合課税または申告分離課税により申告することで、配当割額控除や株式等譲渡所得割額控除としての適用を受けることができ、支払うべき所得税額や住民税額の減額など有利になることがあります。

ただし、申告した内容により住民税を算定するため、所得があったものとみなし、住民税の課税状況を算定基礎とする制度への影響を及ぼす場合があります。また、課税証明書等に所得金額として記載されることとなります。

課税方式の選択を行う場合には、納税通知書が送達される日までに、住民税申告書を提出し、選択の意思を示してください。